

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

### 非常勤役員に対する中元費用

Q：当社では、無報酬の非常勤役員に対して、謝意を表わす意味で中元と歳暮を贈ることにしました。

ところで、この費用は交際費になるのでしょうか、それとも給与になるのでしょうか。

A：役員給与として義務的に支出されるものを除き、交際費となります。

#### 【解説】

交際費の支出の相手方には、法人の役員、従業員も含まれます。また、交際費は、接待、きょう応、慰安、贈答をする側の一方的意思によって支出される費用で、義務の履行として支出される費用は交際費に該当しません。

非常勤役員に対して報酬の支払いに代えてあらかじめ約束された金額程度の中元、歳暮を贈るのであれば、一種の義務の履行ですから、交際費でなく役員給与になります。

しかし、中元、歳暮という以上、ご質問にもあるように謝意を表わしての贈答というのが社会通念であり、義務の履行という事例は少ないでしょうから、税務上は通常役員給与ではなく、交際費になるものと思われます。

なお、社会通念上の中元、歳暮を超えるような、例えば10万円もするような高額な物品を贈ったような場合には、その費用は交際費にはならず、その非常勤役員に対する現物給与として取り扱われることになります。

